

令和5年10月6日

(一社)日本船用工業会 御中

国土交通省海事局船舶産業課長

マイナンバーカード活用等に向けた
積極的な周知の御協力のお願いについて
(依頼)

貴団体におかれましては、平素から海事行政へのご支援、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得等の促進については、全業所管官庁を通じて関係業界団体等に対する要請を行ってきているところですが、マイナンバーカードの有効申請受付数が78.0%を超え(2023年8月20日現在)、今後はカードの利便性が求められるところ、以下の点について、是非、更なるマイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1. マイナンバーカードの機能等について

(1) 健康保険証として利用することができます。

マイナンバーカードを取得した後に、以下3つのいずれかの方法でお申し込みができます。

- ① マイナポータルにログインし、「マイナンバーカードの健康保険証利用申込」から利用登録をしていただく、
- ② 事前にセブン銀行のATMや市区町村の窓口などで健康保険証の利用登録をしていただく、
- ③ オンライン資格確認の運用を開始している保険医療機関・薬局の窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーを利用して健康保険証の利用登録をしていただく、

ことにより、マイナンバーカードを健康保険証として利用いただくことが可能です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用して受診していただくことで、患者本人の同意により、医療機関・薬局において、患者のお薬の履歴や特定健診の情報などが閲覧可能となり、より良い医療を受けられるようになります。また、2023年1月26日から紙でやりとりしていた処方箋をオンラインで運用することができる電子処方箋も始まりました。これは、会社の従業員の福利厚生の向上や従業員が加入する健康保険組合等の保険者に係る事務のコスト縮減も期待できます。



※マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方についての動画・リーフレットを公開しています。

【動画】 https://www.youtube.com/watch?v=xm5yq_Ld83c

【リーフレット】

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5200774c-f08b-4585-8298-e994e16e3711/afa19ed2/20230825_policies_mynumber_utilization_outline_01.pdf

(2) 公金受取口座の登録ができます。

公金受取口座登録制度^{※5}は、国民の皆様により1人1口座、給付金等の受取のためのご本人名義の口座を、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。これにより年金、児童手当など、幅広い給付金申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき、緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます。^{※6}

また、行政機関での公金受取口座情報の利用が始まっています。

※5 公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁 HP を御確認ください。
デジタル庁 HP「公金受取口座登録制度」
(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)

※6 口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではございません。
別途申請などが必要になります。



(3) スマホ用電子証明書搭載サービスが始まりました。

2023年5月11日から、Android 端末において、スマホ用電子証明書搭載サービスが始まりました。

マイナンバーカードをお持ちの方を対象に、マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持った、スマートフォン用の電子証明書の搭載サービスです。これによりマイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで、様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申込ができるようになります。また、4桁の暗証番号に代わり、スマートフォン本体の生体認証機能を活用することも可能です。（機種により、利用できない場合があります。）

本サービスのリーフレット（別添）については、紙媒体も用意しておりますので、関係業界団体等にお配りいただけますと幸いです。紙媒体をご希望の場合、リーフレットの希望数をデジタル庁広報戦略チームまでご連絡ください。

(4) 最新の利用者情報（基本4情報）提供サービスが始まりました。

2023年5月16日から、最新の利用者（基本4情報）提供サービスが始まりました。公的個人認証サービスを用いて事前に本人から同意を受けている前提で、顧客の最新の基本4情報（住所、氏名、生年月日および性別）をJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）にいつでもオンラインで照会できるようになるサービスです。これにより、例えば金融機関等では、顧客の住所変更等をすぐに確認できるようになります。今後は、既存の顧客からの同意をスムーズに得ることができるよう、定期的なお知らせの郵便などから、マイナポータルにアクセスして同意が取得出来るような、QRコードを使ったような仕組みも検討していきます。

2. 会員事業者への要請・周知について

貴会におかれましては、(1) のとおり、会員事業者に対して、マイナンバーカード活

用等に向けた積極的な周知について要請していただきますとともに、(2)の別添資料等について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

(1) 要請文の発出について

- ① 会員事業者への呼びかけに係る通知のひな形(別添)をご活用下さい。なお、貴団体の実態を踏まえ、適宜修正いただいで結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。通知の発出は、可能な限り速やかに実施していただければ幸いです。

(2) 関連資料の送付

(1)の要請文の発出と併せて、次の関連資料を会員事業者に御提供いただき、マイナンバーカードの活用に向けた積極的な周知にご活用下さい。

- ・資料1_マイナンバーカードを保険証として使うには
- ・資料2_本人口座登録のお願い
- ・資料3_スマホ用電子証明書搭載サービス
- ・資料4_公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報(4情報)提供サービス

また、このほかにも既存のリーフレット及びチラシにつきましては、以下のデジタル庁ウェブサイトにも掲載しておりますので、是非ダウンロードの上、メールでのご周知やイントラネットへの掲載に御利用ください。

デジタル庁ウェブサイト

ホーム > 政策 > マイナンバー(個人番号)制度・マイナンバーカード
> ロゴ、リーフレット等 > 広報資料

広報資料 | デジタル庁 (digital.go.jp)

https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/

複数カンバーカードを健康保

険に追加するには複数の種類があります



うには

限度額情報を
提供しますか

提供する

提供しない

高額療養費制度に関する情報を選択する

高額療養費制度について詳しくは裏面をご覧ください

マイナ保険証を使うとどんな良いことがあるの

いただくために

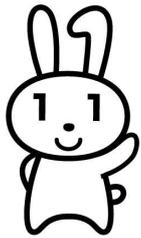
お知らせ

公金受取口座は本人口座の登録をお願いします！



給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）を1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

給付金などの際に本人以外に振り込むことができないので給付の遅れにつながってしまう可能性があるためです。



123456789012
マイナちゃんのマイナンバー
マイナちゃんの預貯金口座
紐づけ



123456789012
マイナちゃんのマイナンバー
マイナパパの預貯金口座
紐づけ



マイナンバーカードとマイナポータルを利用して、登録している口座の確認と、変更を行うことができます。

用意するもの



マイナンバーカード



本人名義の預貯金口座



マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン



マイナポータルアプリのインストール

①マイナポータルにログイン



②公金受取口座の登録・変更をクリック



③登録状況等を確認



本人以外の口座が表示されていたり、表示されている口座を変更する場合は「口座情報を変更する」を押してね

詳しくは

公金受取口座 変更 検索

または



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの商標登録です



スマホ用電子証明書搭載サービス

2023年5月11日より まずはAndroidから!



- あなたのマイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を使って、あなたのスマホに、新たにスマホ用電子証明書を搭載するサービスです。
- マイナンバーカードなしで、スマホだけで、様々なサービスの利用や申込ができるようになります。

※搭載できる
スマホ一覧はこちら



- これまでマイナンバーカードの電子証明書を使わないと受けられなかったサービスが、順次、あなたのスマホだけで利用できるようになります。

こんなことがあなたのスマホだけでできちゃう!

① マイナポータル利用

オンライン申請ができる!

自己情報が閲覧できる!

お知らせが届く!



子育て支援



引っ越し



確定申告
(2024年度より)



薬剤・健診情報



母子健康手帳



行政機関からの
お知らせ・各種証明書

② 各種民間オンラインサービスの 申込・利用 (5月11日より順次対応予定)

③ コンビニ交付サービスの 利用 (2023年対応予定)

④ 健康保険証としての 利用 (2024年度対応予定)



銀行・証券
口座開設



携帯電話の
契約



キャッシュレス
決済申込



他にも、順次、さまざまなサービス利用ができるようになります!

お申し込みはカンタン!

STEP 1

- お手元に
- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード (6桁~16桁の英数字)
- ・マイナンバーカード読取に対応したスマートフォンをご用意ください。



STEP 2

- ・あなたのスマホに、マイナポータルアプリをダウンロードし、起動して下さい。

マイナポータルとは?

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

<https://myna.go.jp>



STEP 3

- ・あなたのスマホがスマホ用電子証明書の搭載に対応していた場合、申し込みができる旨が表示されます。画面の指示に従い、お申し込みに進んでください。
- ※搭載に対応していない場合は表示されません。マイナンバーカードを利用し、マイナポータルはじめ各種サービスをご利用ください。

マイナポータルアプリでスマホ用電子証明書を登録している方へ

スマホ用電子証明書の失効手続き・一時利用停止のお願い

スマートフォンの利用をやめるときは、**ご利用者様ご自身による**スマホ用電子証明書の失効手続きまたは一時利用停止が必要です。

※法律によりご自身で失効手続きを行うことが義務付けられています。販売店舗などのスタッフの方が代行することはできません。

失効手続きが必要なとき

スマートフォンを
下取・買取
に出すとき



スマートフォンを
回収・廃棄
してもらうとき



スマートフォンを
修理
に出すとき



マイナポータルアプリから手続き

失効手続きの手順

それまで利用していたスマートフォンで**マイナポータルアプリ**を開き、**失効手続き**を行ってください。スマホ用電子証明書が無効になります。

パスワード忘れや
端末操作ができない場合は
マイナンバー総合フリーダイヤル
に対処方法をお問い合わせ
ください

再度スマホ用電子証明書を利用する場合は、マイナポータルアプリから利用手続きを行ってください。

一時利用停止が必要なとき

スマートフォンを
紛失
したとき



スマートフォンが
盗難
にあったとき



一時利用停止の手順

マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、スマホ用電子証明書の一時利用停止をしてください。

一時的にスマホ用電子証明書が無効になります。

一時利用停止後、スマートフォンが手元に戻ってこない場合には、マイナポータルアプリの操作マニュアルをご参照いただき、失効手続きを行ってください。

デジタル庁 総務省

スマホ用電子証明書について不明点がある場合、販売店舗などのスタッフの方では対応できませんので、**マイナンバー総合フリーダイヤル**へお問い合わせください。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178 平日 9:30 ~ 20:00
土日祝 9:30 ~ 17:30

〈メニュー番号〉一時利用停止について▶② / その他失効手続き等のお問合せについて▶④
スマートフォンの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービス

金融機関等が、顧客申し込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等*を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の4情報）
サービスの開始は令和5年5月16日を予定

サービス活用前

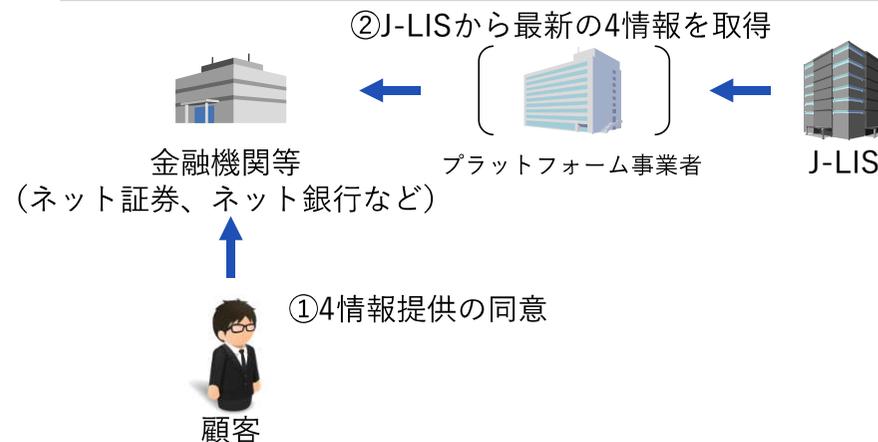
住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
1年に1度程度郵送で顧客に確認し、顧客情報を最新化する



- ・ 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- ・ 必ず返信が来るとは限らない
- ・ 郵送費がかかる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

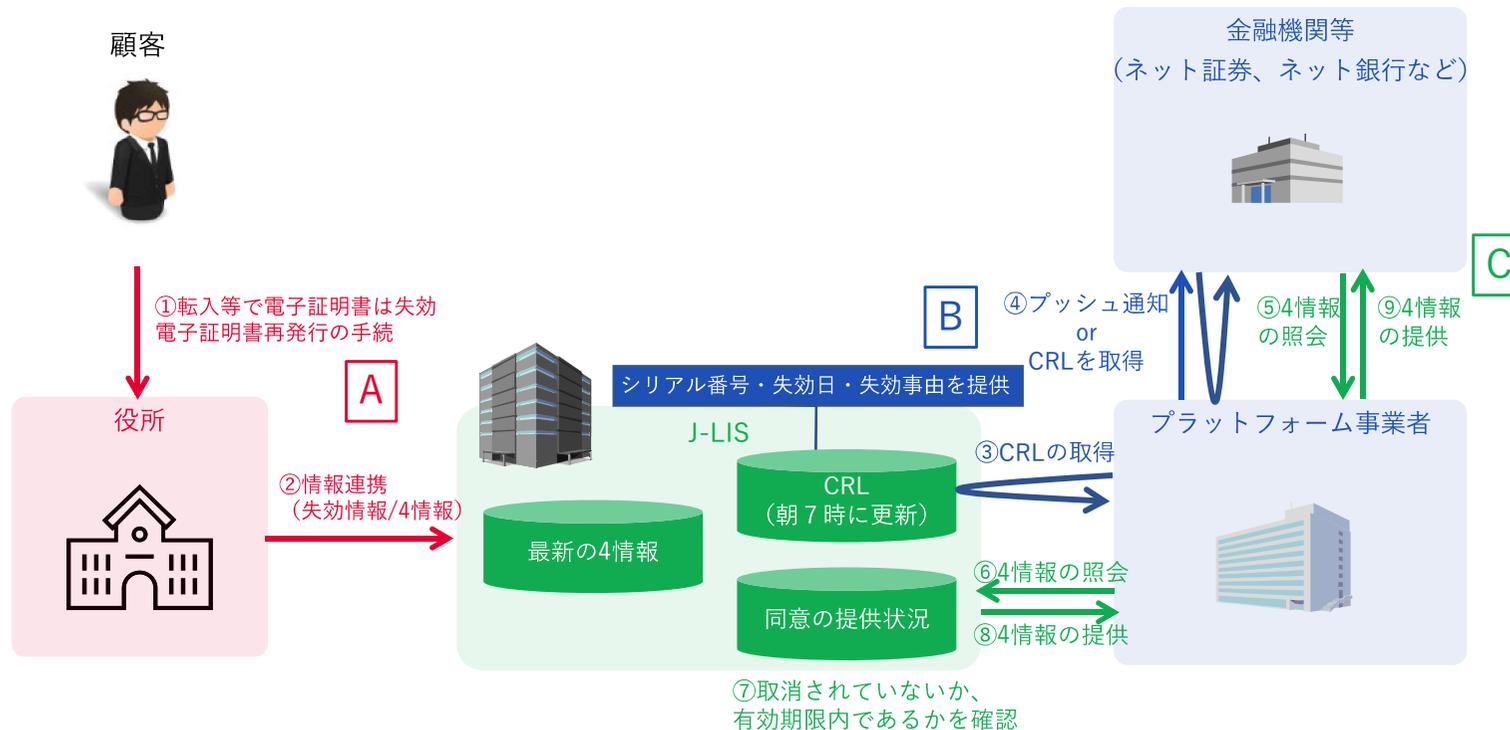
住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
いつでもオンラインで顧客情報を最新化できる



- ・ 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐにわかる
- ・ いつでも照会できる
- ・ 往復はがきでのやり取りが不要になる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

利用者の住所異動から金融機関等が最新の4情報を取得するまでの流れ

- (下図A) 顧客が、マイナンバーカードの電子証明書の再発行を行った場合、4情報がJ-LISに連携される
- (下図B) プラットフォーム事業者は、毎日作成されるCRL (失効リスト) をJ-LISから入手可能であり、これを活用することで、金融機関等は、住所等変更がある顧客を把握することが可能となる
- (下図C) 金融機関等は、個別に顧客の4情報をプラットフォーム事業者から照会し、J-LISを介して最新の4情報を入手することができる



• CRL提供方式とは
CRL (=Certificate Revocation List) 提供方式とは、失効リスト提供方式ともいい、一定の範囲の利用者に係る失効情報を定期的 (1日1回等) にまとめて提供する方式

• OCSPレスポнда方式とは
OCSP (=Online Certificate Status Protocol) レスポнда方式とは、特定の電子証明書の照会について、応答用のサーバから当該電子証明書が失効しているかどうか個別に回答する方式 (左図⑥⑦⑧の一連の流れ)